

財務省告示第五百十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平  
成十六年十一月二十二日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成十六年十二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二年）（第二百二十六回）  
二 発行の根拠  
財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一  
条第一項並びに国債整理基金特  
別会計法（明治三十九年法律第  
六号）第五条第一項及び第五  
条第二項

三 振替法の適用等  
社債等の振替に関する法律（平  
成十三年法律第七十五号）以下  
「振替法」という。の規定の適  
用を受けるものとし、その振替  
機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格  
とするもの（以下「非競争入札」  
という。）による発行（以下「非  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした

格競争入札の募入の決定をした

六
五  
イ
イ  
発
方 募  
入 札 発 行 争 額
行 争 入 札 発 行 争 額
行 争 入 札 発 行 争 額
行 争 入 札 発 行 争 額

後に行われる入札であつて財務大臣が各国債市場特別参加者とに応募限度額を定めるもの  
 以下「国債市場特別参加者」  
 による発行（以下「国債市場特別参加者」）  
 別参加者・第 非価格競争入札  
 発行」という。

各申込みのうち応募価格の高い  
 ものからその応募額を順次割り  
 当てる。応募額を案分により  
 各申込みの応募額を案分により  
 割り当てて各  
 国債市場特別参加者ごとの  
 各限額の範囲内において各  
 募みの応募額を割り当てて  
 込

億円、  
 うち、  
 第十條第一項の規定に基づき  
 発行した利付債に就いては、  
 額面金額で三億四千三百  
 六十萬圓、  
 六十五萬圓、  
 會計法第五條第一項の規定に基  
 づく発行した利付債に就いて  
 は、  
 百四十萬圓、  
 規定に基づき  
 規に基  
 にて  
 百四十  
 億九千  
 九百九  
 十萬圓





二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第  
込 者 札 場 利 還 還 の 二  
期 参 所 金 金 期 利 期  
日 加 支 額 限 子 以

平成十六年十一月二十二日  
財務大臣から通知を受けた者  
日本銀行  
額面金額百円につき百円  
平成十八年十一月二十日  
る利息を支払う。  
いて、その日以前六月間に属す  
日を、支払期とし、及び十一月二十  
毎年の五月二十日及び十一月二十  
後、第二期の利息

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十六号において規定  
する期日について同じ。）。